

市民文教常任委員会会議記録（概要）

平成29年3月10日（金）

開 会（午前9時0分）

【議 事】

○議案第20号「所沢市教育振興基本計画審議会条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

西沢委員

この審議会の設置は、上位法による設置義務があつて設置するのか。また、第2条の委員15人以内の構成について伺いたい。

深谷教育総務

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置をするものです。

課主幹

審議会の人数につきましては、委員15人以内で組織し、各方面からバランスのとれた意見をいただくために、所沢市審議会等の委員選任要綱に基づきまして選任を行います。現在考えておりますのは、公募による市民が2人、社会教育関係団体の代表者が3人、社会体育関係団体の代表者が1人、知識経験を有する者が2人、所沢市立小学校の校長の代表者が1人、所沢市立中学校の校長の代表者が1人、その他教育委員会が必要と認める者が2人となっております。

荻野委員

第3条の任期について、調査及び審議が終了した日までとなっている。
計画は平成31年度からの予定だが、計画策定後の進行管理はどのように
考えているのか。

市川教育総務
課長

計画策定後の進行管理につきましては、地方教育行政の組織及び運営に
関する法律で毎年点検評価を行うことになっており、外部の有識者の知見
も活用いたしまして報告書を作成しております。その報告書につきましては
は、市民に公開すると同時に議会へも報告させていただいております。

荻野委員

外部の有識者の知見も活用してということだが、基本的には教育委員会
の方々がやっていくということか。

市川教育総務
課長

基本的には教育委員会の中で行っていきます。

荻野委員

資料に出ていた東松山市の条例には守秘義務の条文があった。所沢市に
は入っていないが、この条文を入れるかどうか検討はあったのか。

市川教育総務
課長

委員として任命した方については、基本的には守秘義務があると認識し
ておりますので、改めて条例に規定するということは検討いたしませんで
した。

荻野委員

守秘義務があるという認識だが、その根拠を伺いたい。

市川教育総務
課長

審議会の委員は非常勤の特別職ということで任命されますので、条例等で定められていると認識しております。

荻野委員

守秘義務に抵触する行為があった場合は、それをもとに何らかの対応をされるという理解でよいか。

市川教育総務
課長

おっしゃるとおりです。

小林委員

進行管理の関係で、毎年点検評価を行うことになっており、外部の有識者の知見も活用して報告書を作成するという話だったが、外部の有識者とはどういった人物を想定しているのか。また、今回は平成29年度に策定作業をし、30年度に完了した後、31年度から始まるわけだが、現在の教育振興基本計画はいつ頃どういった経緯を経てできたのか伺いたい。

市川教育総務
課長

点検評価において知見を伺う有識者の方につきましては、その都度選任していくこととなりますが、これまでの実績で申し上げますと、大学教授や小・中学校の元校長などに伺っております。それから、現在の教育振興

基本計画につきましては、教育基本法が平成20年に改正されたことに伴い、地方自治体においても国の教育振興基本計画を参酌し、計画を定めることが努力義務として規定されたことから、平成21年11月から審議いたしまして、平成23年度から平成30年度までの計画を策定したものであります。

小林委員 策定は努力義務ということだが、資料を見ると県内では川越市と東松山市しかないということか。

市川教育総務課長 川越市と東松山市につきましては、条例の制定をしているということでありまして、この2市しか教育振興基本計画を策定していないわけではありません。

小林委員 策定までの流れについて、諮問をして答申を受け、それに基づき教育委員会が計画を出して、教育委員会会議にかけるということでしょうか。

市川教育総務課長 そのとおりです。最後は教育委員会会議で議決を得るものとなっております。

小林委員 先ほどの外部の有識者の知見も活用してというのは、どの時点か。

市川教育総務 課長	教育振興基本計画の策定においてではなく、計画の進行管理を行う点検評価において、外部の方の知見を活用することになっております。計画の策定に当たっては、今御審議をお願いしているこの条例において設置した審議会において、各方面の方の御意見を伺うということになります。
小林委員	委員について、社会教育関係団体の代表者というのはどういった方か。
深谷教育総務 課主幹	生涯学習や家庭教育等の御意見をいただくため、PTA連合会、子ども会育成会連絡協議会、文化団体連合会等からの選出を予定しております。
西沢委員	2学期制から3学期制に変わるなど、本市では比較的市長の考え方が反映されるような政策決定があった。教育委員会も体制が変わったし、市長が教育大綱を策定することとなった。市長公約の中では、まだ実現していない部分もあるが、そういったものを今回の審議会に対する諮問等に反映する可能性はあるのか。
市川教育総務 課長	委員御案内のとおり制度が変わりまして、総合教育会議であったり、市長が大綱を作るということがあります。教育振興基本計画の策定に当たりましたが、当然上位計画となる総合計画と齟齬がないようにしていく必要があろうかと思えます。また、大綱につきましても、市長と教育委員会が話し合っただけで相互の理解のもと決めたものということであれば、当然尊重す

ることは必要かと思しますので、そうしたものとも齟齬がないように計画を策定していくことになろうかと思ひます。

西沢委員

教育振興基本計画が審議会に諮問されて策定が進んでいくということは、将来的には教育大綱そのものは制定されない可能性もあるのか。

市川教育総務
課長

教育大綱は市長が策定するものとされておりますが、教育振興基本計画をもって教育大綱にかえるという市町村もあります。ただ、制度が変わって教育大綱を作るということになっておりますので、作らないというのは選択肢としてはないと思ひます。

荻野委員

現在の計画は検討会議の設置要綱に基づき策定されたが、今回は条例に基づく審議会ということで計画自体の重みも増すのか。

市川教育総務
課長

現在の計画もこれから策定する計画も、教育基本法に基づいた計画ですので、重みということでは特に変わりはないかと思ひます。

荻野委員

現在の計画は、当初2学期制の充実が書かれていたが、市長の公約もあり3学期制に移行していくということで一度改定された。今度の計画についても、そうした状況の変化等によっては、期間の途中で改定される可能性もあるのか。

市川教育総務
課長

可能性ということで申し上げます、それはあると思います。

荻野委員

審議会は策定までの段階で終わってしまうので、そうした場合は教育委員会内部の判断で改定されるのか。

市川教育総務
課長

改正の内容にもよりますが、審議会等に諮問する必要があると判断すれば、開く可能性もあると考えております。

小林委員

改定する場合、審議会に諮って、その後、教育委員会会議に諮るという流れになるのか。内容の判断そのものは、どこでしていくことになるのか。

市川教育総務
課長

審議会に諮って答申をいただき、それに基づいて教育委員会会議で御協議いただきます。最終的には、教育委員会会議における議決をもって計画を決定するという段取りになります。

石本委員

守秘義務について、先ほど委員として任命した方については基本的には守秘義務があると認識しており、改めて条例に規定することは検討しなかったという答弁があった。しかし、他の附属機関では取扱注意の書類がSNSでアップロードされる事例があり、それに対して何のおとがめもなか

った。東松山市では条文で規定していることからそれなりの意味があると思うのだが、それについては調査したのか。

市川教育総務
課長

東松山市の守秘義務の件につきましては、改めて調査はしておりません。

石本委員

先ほど小学校の校長と中学校の校長が1人ずつ加わるという答弁があったが、校長会にこの内容を話したり情報提供をすることはできるのか。

市川教育総務
課長

守秘義務として守らなければならないことについては、校長の代表であったとしても、当然校長会のほかの方々には情報提供すべきではないと考えております。

大石委員

この審議会は、公開が原則ではないのか。

市川教育総務
課長

原則は公開と考えております。しかし、審議内容によっては非公開となる場合もあるかと考えております。

【質疑終結】

【意見】 な し

【採決】

議案第20号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決

する。

休 憩（午前9時25分）

（休憩中に協議会を開催し、特定事件として審査してきた「図書館について」協議を行った。）

再 開（午前9時49分）

石本委員長

所管事務調査「社会教育について」のうち、「図書館について」は、調査を終結することに御異議ありませんか。

（委員了承）

|

○閉会中の継続審査申出の件について（特定事件）

閉会中の継続審査申出の件については、別紙の内容で申出を行うことと決定した。

散 会（午前9時50分）

特定事件 常任委員会閉会中継続審査申出表

平成29年第1回（3月）定例会

市民文教常任委員会

- 1 国際社会について
- 2 市民文化について
- 3 地域コミュニティについて
- 4 市民活動について
- 5 情報の共有と市民参加について（情報公開・市民相談・個人情報保護・広聴）
- 6 消費生活について
- 7 社会保障について（国民年金）
- 8 交通安全について
- 9 交通について
- 10 社会教育について
- 11 スポーツ振興について
- 12 生涯学習について
- 13 学校教育について